

遠隔医療の法規整等制度分科会
SIG for Legal System of Telemedicine
分科会長 東福寺 幾夫¹ 肥塚 肇雄²
¹高崎健康福祉大学 ²早稲田大学

1. 分科会の目的

遠隔医療が普及・推進するうえで障害になるものは2つある。

第一に、医師法第20条の規定である。1999年12月に当時の厚生省医政局から発出された通知において「遠隔診療は医師法第20条等に抵触するものではない」との解釈が示され遠隔診療が進展するきっかけとなった。その後、数次にわたる厚生労働省からの通知の発出により、現在の遠隔診療やオンライン診療の実施基盤が徐々に作られてきた。すなわち、遠隔医療は医師法第20条の規定についての行政の法解釈に依拠して成立しているのである。したがって、遠隔医療の普及・推進のためには、遠隔医療は医師法第20条の規定から解き放たれるべきである。

第二に、遠隔診療やオンライン診療を持続的に運用するための経済基盤はきわめて脆弱であり、これも遠隔医療やオンライン診療の普及を妨げている障害として指摘できる。

そこで、遠隔医療に関わる法規整や経済制度を検討し、提案することで遠隔診療やオンライン診療の一層の普及と活用推進を図ることを目的とする。

2. 令和5(2023)年度活動実績と成果

11月10日 運営会議で設立申請が承認された。

第1回分科会会議(新潟)

メンバーの顔合わせと学術大会での発表について確認した。

11月12日 第27回学術大会

一般演題8のセッションで、本分科会設立の主旨を発表した。

12月26日 第2回分科会会議(東京)

分科会の検討課題の洗い出しとの進め方を検討した。

2月2日 第3回分科会会議(高崎)

現在の医療と法制度、医療における情報利用について情報交換と検討を行った。

3. 令和6(2024)年度活動計画

2月に1回程度の頻度で分科会を開催し、情報通信を利用した医療に関わる課題の洗い出しと整理を進める。